

監 第 1345 号
令和元年 10 月 31 日

(請求人)
(略) 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	桐 生 秀 昭
同	松 崎 淳

神奈川県職員措置請求について（通知）

令和元年 9 月 17 日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものであるとされており、その対象は、法第 242 条第 1 項に規定されているとおり、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、相模原市中央区選挙区的全投票を点検すると決定した神奈川県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）の誤った判断の結果、不当で違法な公金支出がされたとして、選挙管理委員会委員長村上健司、同委員益田駿、同委員安斉義昭、同委員新井敏二郎に対し、連帯して県に本件点検に係る人件費等計 43 万 4,772 円を支払わせるよう、知事に勧告することを求めている。

住民監査請求は、前記「1 住民監査請求の要件」から、地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の行為又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要である。

しかしながら、請求人は、全投票を点検するとの選挙管理委員会の決定が違法であると主張するのみで、財務会計上の行為である公金の支出行為自体が違法又は不当であるとする理由を摘示していない。

なお、選挙管理委員会が全投票を点検すると決定した行為は、法第 242 条第 1 項に規定されている財務会計上の行為又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実のいずれにも該当しない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第 242 条第 1 項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。